

2024年度 NIMS 連携拠点推進制度 募集要項

1. 趣旨

NIMS は、物質・材料研究分野における優秀な人材と最先端の研究施設を備えた世界的研究拠点として、地域の活性化に貢献するため、全国の大学との連携を通じて国内の様々な地域に点在する研究人材と協働することにより NIMS の連携拠点としての機能の強化を図る。本制度では、①全国の大学が保有する高い技術シーズを更に発展させ、社会への還元を推進するプラットフォームとしての役割の支援、②国内の様々な地域に点在する優秀な研究人材を NIMS に結集することによる「知のネットワーク」形成の支援、の2点を主な目的として、大学、大学共同利用機関又は高等専門学校（以下、大学等）に在籍中の教員、ポスドク及び学生（高等専門学校生は本科4年次以上又は専攻科に限る。）を受け入れる取組を実施する。

また、高専機構との協定に基づき NIMS に派遣される高専機構の派遣研究教員を対象に、NIMS における研究活動を支援する「KOSEN 枠」を2022年度より設ける。

2. 制度概要

本制度は大学等の研究者とその指導学生が NIMS に一定期間滞在し、NIMS の先端設備等を使用して NIMS 研究者と協働研究を行うことを支援するものであり、そのための旅費や研究費を支給する。申請に当たっては、大学等の研究者が、NIMS の受入研究者を通して NIMS に申請する形をとる。通常枠の研究テーマについては、NIMS における活動のみを想定しており、旅費としては NIMS に来所・滞在の旅費のみが支給対象である。一方 KOSEN 枠については教員及び学生を対象として NIMS 外への出張旅費も認められる。

3. 受入対象者と実施体制

国内の大学等に所属している教員を代表者とした研究グループ。研究グループには、代表者以外の教員、ポスドク及び学生を含みうる（代表者一人のみの実施体制も可とするが、学生を含むことを推奨）。ただし、経済産業省が安全保障貿易管理に係り公表する「外国ユーザーリスト」掲載機関に所属したことのある教員、ポスドク及び学生は対象としない。採択された後は、教員（KOSEN 枠を除く）及びポスドクは客員研究者として、学生は研修生として NIMS において研究を行う。

ただし、学生の受け入れに際しての手続きは、教員に準じて行う。

KOSEN 枠は、高専機構との協定に基づき NIMS への派遣が決定した者を代表者とする。

4. 期間

2024年4月1日～2025年3月31日に含まれる期間とする。学生については、研究期間中に長期間（1週間～3か月程度 延長可）NIMS に滞在し、研究することが望ましい。

5. NIMS による費用負担

(1) 予算額

i) 通常枠

1 グループに対する旅費（交通費と宿泊代金）は合計で最大100万円まで申請可能。

ii) KOSEN 枠

1 グループに対する旅費（交通費と宿泊代金）は合計で最大 100 万円まで、研究費は最大 100 万円まで申請可能。

(2) 費用負担の種類

i) NIMS に来所・滞在のための旅費

交通費：NIMS の旅費規程に従って、公共交通機関の運賃を支給。通勤する場合は交通費実費を支給。

宿泊代金：二の宮ハウス(外国籍の方のみ利用可)又はウィークリーマンションの利用料（水道光熱費は除く）、またはつくば市内のホテルの宿泊代（実費/直払い）。ただし、NIMS 規定の宿泊料を上限とする。

※なお、旅費の支払いは事後精算を基本とするが、1 カ月以上の滞在の場合で要望があれば途中で分割精算も可能とする。また、日当の支給はなし。

ii) NIMS 外への出張旅費（KOSEN 枠のみ）

教員及び学生が NIMS での研究成果の発表をするために必要な学会参加のための旅費の支出が可能。参加登録費は支援された研究費から支出可能。

iii) 研究費（KOSEN 枠）

消耗品購入や共用設備利用料等の支払いに使用できる研究費を支給。採択額を KOSEN 教員の利用可能なアカウントに配算するので、受入研究者は、KOSEN 教員の希望にもとづき、利用をサポートすること。（経費申請書等の連携推進係への提出は不要。）

以下は本人負担

- ・ 傷害保険
- ・ 二の宮ハウス（外国籍の方のみ利用可）又はウィークリーマンションの水道光熱費。NIMS 提携ホテルの利用中の宿泊代以外の費用。

6. 募集期間

募集開始より 2024 年 4 月 30 日(火)午後 4 時まで。

7. 申請方法

本制度の利用を希望する大学等の研究者（以下、「協働研究者」という）が、直接機構の研究者（以下、「受入研究者」という。）に受入の可否を問い、認められた場合、受入研究者を通じて以下の 1.～5.の資料を国際・広報部門学術連携室連携推進係に提出する。KOSEN 枠で派遣される教員は派遣が決定次第、NIMS 受入研究者を通じて必要資料を提出する。

受入研究者となれる NIMS 職員は NIMS の定年制研究職員、キャリア形成研究職員、フェロー、特命研究員、クロスアポイントメント契約で NIMS 研究者の身分を有する者及び理事長が必要と認めた NIMS 所属の研究者とする。

受入研究者を通じて提出する資料

1. 様式 1 協働研究者等申込書
2. 様式 2 ポンチ絵：1 枚以内で研究の概要をわかりやすく説明する。
3. 論文リスト：協働研究者（代表者）が著者に含まれる、申請研究テーマと関連の深い代表論文を 5 件まで記載し任意形式で 1 枚に収める。
4. 履歴書：協働研究者の代表者分のみ。任意形式で 2 枚以内。

5. **様式3 2023年度成果報告書**：2023年度からの継続案件を申請する場合には、2023年度の受け入れが完了していない場合も提出を要する。2024年度からの新規案件の場合は提出不要。

NIMSの研究者に関する情報、NIMS内の共用設備に関する情報は以下のウェブページを参照。

NIMSの研究者：[SAMURAI<https://samurai.nims.go.jp/>](https://samurai.nims.go.jp/)

NIMS内の共用設備：[<https://www.nims.go.jp/infrastructure/facilities/>](https://www.nims.go.jp/infrastructure/facilities/)

8. 申請書類様式

以下の様式1～3はNIMS連携拠点推進制度の募集ウェブページよりダウンロードできる。

様式1 協働研究者等申込書

様式2 ポンチ絵

様式3 2023年度成果報告書

NIMS連携拠点推進制度の募集ウェブページ

- ・ 構内ページ<http://home.nims.go.jp/intra/office/ars/invitation_renkeisuishin_j_2022.html>
- ・ NIMS公式ページ<<https://www.nims.go.jp/collaboration/international/promotion.html>>

9. 提出先

申請書類一式の提出は、電子メール添付にて以下のメールアドレスに送付すること。

国立研究開発法人物質・材料研究機構国際・広報部門学術連携室連携推進係<academic-collaboration@nims.go.jp>

※メールの件名は「連携拠点推進制度応募_NIMS側受入研究者の氏名」として下さい。申請受領後には必ず返信がありますので、1週間経過しても返信がない場合にはお手数ですがご一報下さい。

10. 留意事項

- (1) NIMSによる費用負担を超える費用は、教員、ポスドク及び学生の自己負担、先方機関負担又は受入研究者の研究費により負担することは可能とする。
- (2) 受入研究者は、協働研究者（教員、ポスドク、学生）に対する研究指導のほか、安全管理指導及び生活指導について責任を負うものとする。また、宿泊予約をはじめとして、受入手続きは受入研究者が責任をもって行うこととする。
- (3) 本制度においてNIMSで行った研究により知的財産権等が生じる場合は、別途協議の上個別に対応する。
- (4) 採択後、滞在日数や来構回数の変更の必要が生じた場合は、採択金額の範囲内での実施を認める。採択額を超える場合、あるいは、協働研究者（教員、ポスドク、学生）の追加・変更がある場合は、修正した申請書を学術連携係に提出し、承認を得ること。
- (5) 国内連携大学院の学生（NIMSジュニア研究員として雇用される者を除く）を協働研究者として実施体制に含めることも可能。
- (6) 外国籍の方で二の宮ハウスを利用する場合は、申請時に仮予約をすることを推奨（入居予定日3ヶ月前から予約可）。

11. 審査

- (1) 継続課題は書面審査のみ。新規課題のみ審査員がNIMS側受入研究者からヒアリングを行う。（KOSEN 枠を含む）

- (2) 選考結果は、国際・広報部門学術連携室から受入研究者に通知する。
(3) 受入研究者は、採択された協働研究者の受入に係る事務手続きを開始する。

(4) **審査で重視されるポイント**

- ア) NIMS と大学等の双方にとって研究上の具体的メリットがあるか？
イ) NIMS に学生が長期滞在し研究できるか？（特に通常枠）
ウ) すでに NIMS と連携している大学等の研究者の場合は、本制度を利用することでどの程度連携が加速されるか？
エ) 来所目的が、研修のために来所するのではなく、協働研究を推進するための来所となっているか？ 1つの課題で、多くの高専生や学部生が来所する計画になっている場合は、その理由に関する説明が必要になる。

※原則、過去の申請と同一相手先大学（高専）かつ同一相手先教員との課題は継続課題とみなす。

<留意点>

本制度の選考の結果採択された場合であっても、その後の手続（人事室の受入手続や誓約書（みなし輸出用）の特定類型の該当性 等）に懸念がある場合は、NIMS での受入ができない場合がありますので事前に「外国人受入時チェックシート」や「誓約書（みなし輸出用）」で問題がないかのご確認をお願いします。

（※ 詳細は内部統制推進室安全保障貿易管理係にお問い合わせください。）

1 2. 成果報告

研究期間終了後 30 日以内に、国際・広報部門学術連携室連携推進係に成果報告書を提出する。本制度で実施した課題の成果である口頭発表や論文の発表許可願を提出する際には、本制度の予算の配算体（※配算体コードは決まり次第お知らせいたします。）を必ず記載すること。

1 3. NIMS のデータベースへの登録

NIMS がマテリアルズリサーチバンク事業（MRB）の一環として整備を予定している人的データベースおよび成果データベースに本制度で得られた成果等を登録する。

問い合わせ先

国立研究開発法人 物質・材料研究機構

国際・広報部門学術連携室連携推進係

E-mail: academic-collaboration@nims.go.jp